

# 香川県人権・同和政策協議会（第21回）会議 議事要旨

日 時：平成29年3月22日（水）13：00～14：27

場 所：県庁本館21階 特別会議室

出席者：明石委員、荒谷委員、岡本委員、奥村委員、金子委員、小西委員、富島委員  
野郷委員、松本（タミ）委員、三野委員、山下委員、小野委員、西原委員

## 1 開会

<委員19名中13名出席により、協議会開催の定足数充足>

## 2 議事

### (1) 「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」の推進状況等について

事務局から計画の推進状況を報告し、平成29年度の新規事業等について説明のうえ、審議を行った。（説明資料参照）

○ 主な質疑応答及び意見：p2参照

### (2) 最近の人権をめぐる動向について

平成28年度に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」に係る県の取組み等を説明のうえ、審議を行った。（説明資料参照）

○ 主な質疑応答及び意見：p2～5参照

## 3 その他

委員より「ハンセン病回復者の人権」に係る次の啓発冊子等の紹介があった。

- ・ハンセン病を知っていますか？
- ・ハンセン病の正しい知識と正しい理解を
- ・ハンセン病って、Do you know?（どうゆうの？）

## 4 閉会

○主な質疑応答及び意見

**議事（1） 「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」の推進状況等について**

**委員：**

事務局説明で、新しく取り組む体験事業として「視覚に障害のある方と共に行う点字体験」とあったが、当事業は、私も興味があり、有意義だと感じている。

事業実施にあたっては、点字体験だけに留まらず、例えば、点字パネルを作成するなど、実際に成果が人目にふれることや、視覚障害者の方に役立つというところまでつながるような形になればと思うので、よろしくお願ひしたい。

**事務局：**

ご意見の趣旨も踏まえ十分に検討してまいりたい。

**委員：**

教育委員会がLGBTの問題に対して、新規事業として取り組まれることは、実際に相談を受けることもある者としては、非常にありがたい。

ただ、大事なことは、先生方も大事ではあるが、本人の受け止め方とその家族の方への支援である。

本人から相談を受けるなかで、本人とその家族の方が非常に悩まれていることが多くある。保護者向けの研修会や資料などがあれば、相談を受けた際に、相談機関の情報などを伝えることもできる。

今後よろしくお願ひしたい。

**事務局：**

実際に悩みを持つ子どもや保護者から「先生方に相談すれば支援してもらえる」という学校における環境作りを目指すために教職員に対する研修を実施したいと考えている。

また、ご意見をいただいた保護者への啓発も含めた研修等も考えて行きたいと思う。

**会長：**

障害者の問題となると、どうしても身体障害者の方に目が行ってしまいがちだが、精神障害、発達障害、知的障害と幅広く対応していただきたいと思う。

**議事（2） 最近の人権をめぐる動向について**

**会長：**

3つのテーマについて説明いただいたが、質疑については一つずつ参りたい。

まず「障害者差別解消の推進に関する県条例の骨子案」について、ご意見等をいただきたい。

## 委員：

先週末、高松圏域の自立支援協議会の精神保健福祉部会研修会から依頼を受け、30人程の委員さん、会員さんと意見交換を行ってきた。

「精神障害の方のグループホームができたことに対し、3年程前から地元で反対の意見があり、反対を表明する掲示物が掲げられたままになっている。地域住民の方と話し合いをするも、全然折り合いが付かない中で、精神障害を持つ方が居住されているという状態にある。どのようにすべきだろうか」という相談であった。障害者差別解消法の話にもなり、簡潔に述べると県の条例が、掲示物を撤去させることが可能な実効力のある条例なのかどうかということである。

精神障害のある人への差別偏見と、被差別部落の人への差別偏見は、根拠がなく、報道や親などから聞かされて、誤った認識を持っているという点では、それほど差がない。精神障害を持つ方に対する正しい理解を有するための教育が必要ではないかと思っている。

去年、11月30日に開催された教育委員会の教育相談部会で「精神障害を理解する」と題して講演をさせていただいた。小中学校及び高等学校において、発達障害については、随分勉強されているところであるが、11月に講演をした際に参加者から、「精神障害については、ほとんど聞くことがない」という声を聞いたところである。

その結果、施設の周辺住民の方などは「自分たちの人権はどうなるんだ」と「精神障害者が暴れた時に、私らを守ってくれるのか」という理論になる。

やはり、障害に対して小さい時から正しく理解することで、社会に出た時に、障害を有する方への理解に結び付くと思う。その点が、現在はほとんどない。県条例骨子案にも「理解の促進」とある。部落差別の解消の推進に関する法律では「教育及び啓発」とある。障害者差別解消法に関しても、教育という観点から一つ取組みを進めてもらうことが必要ではないかと考えており、意見として述べさせていただく。

先日も、支援者の方達は、頭を抱えおられたが、当事者は頭を抱えるどころでは済まないのではないかと感じている。

条例骨子案の目的にある「障害の有無にかかわらず、安心して暮らしやすい共生社会」が侵害されている状況になっているので、ぜひ検討を願う。

## 事務局：

本条例自体は、共生社会の実現を目的とするものであり、今、委員からあった強制力のある、対立の立場にあるものを強制して排除するという形はなかなか難しいところである。

お互いが話し合い、理解をすることが、先に述べられたような対立の解消につながるものであると考えている。

委員からもあったが、そのためにも障害というものが、どういったものなのかを正しく理解していただくことが重要であると考えており、周知啓発に努めてまいりたいと考えている。

## 会長：

骨子案では、「助言、あっせん」を講ずるとあるが、他府県の条例にあるような「助言、あっせん」で解決がなされない場合の勧告措置等は定めるのか。

**事務局：**

法律を補完する条例であり、他府県条例を参考として、最終的な案ではないが、勧告も含めた対応も検討している。

**会長：**

ぜひ、そういう面での実効性を持たせていただきたい。

京都府の条例では、差別的言動も相談等の対象としているので、ぜひ京都府の条例も参考にさせていただきたい。

**会長：**

次に、ヘイトスピーチに関する説明について、ご意見等をいただきたい。

特にないようなので、私から一点だけ申し上げる。

先ほど、外国人の人権とヘイトスピーチの問題が、一つとして説明されたが、外国人は人権の主体、ヘイトスピーチは人権侵害の行為であり、別の問題であるので、「外国人の人権の問題」と「ヘイトスピーチに対する規制」は、できれば分別していただいた方がよい。また、ヘイトスピーチは外国人に対するものだけではなく、部落出身者に対しては、昔からヘイトスピーチが行われており、場合によっては、ハンセン病回復者に対してもヘイトスピーチは行なわれていた。

昨今の状況から、外国人の人権とヘイトスピーチの問題が一つになるのは分かるが、人権問題としては分別していただきたい。

それでは、最後の部落差別解消推進法に関するご意見等をいただきたい。

**委員：**

同和問題に関する最近の全国的な事案として、部落調査復刻版の説明があった。現状は事務局からの説明のとおりであるが、私が問題と考えているのは、出版物をウェブサイト掲載し、出版物を販売していた者たちは、裁判、要するに司法の判断、あるいは法務省が人権侵害行為に対しておこなった説示を、完全に無視をしている、開き直っている状況である。先週の月曜日に東京地裁で行われた公判でも完全に開き直っている状況である。

先ほどのヘイトスピーチの問題も同様であるが、そのような行為を公然と行い、誰の言うことも聞かない、「司法の判断が間違っているんだ」と言ってはばからない者たちが現れているということが恐ろしいというか、どのように対応すべきなのかをいつも考えている。

少し話がずれるかもしれないが、やはり悪質極まりない人権侵害の問題については、法的な一定の規制が必要ではないかと思う。

同和問題については、部落差別解消推進法という法律ができたので、法律にあることの具体化を香川県としても進めてもらいたいと思う。

もう一点、本日は、全体をとおして人権教育と啓発に関して、県のこれまでの取組み、今後の取組みをいろいろ説明いただき、各個別の人権課題について、いろいろ創意工夫されて取り組まれている点に敬意を表したいと思う。

教育や啓発は、その意識を変える、あるいは、物の見方や考え方を人権尊重の精神に裏付けされた状況に持っていこうという取組みだと思うが、一方でそういう意識を生む実態が存在する。

教育や啓発に一生懸命取り組んでいただくと同時に実態の改善に向けた取組みも車の両輪のように取り組んでもらいたい。

先ほど委員が述べられたようなことは、実際に人権侵害を受けたゆえにできた実態というのは存在するし、あるいは、差別的な物の見方や考え方を産み育ててしまうような実態が現実にあるので、それらをどう変えていくかということも含めて実態改善に向けた取組みも一緒に取り組んでもらいたいということを要望として申し上げておく。

**会長：**

委員より本日提供いただいた資料の説明をいただきたい。

**委員：**

配付したハンセン病に関する啓発資料のうち、県薬務感染症対策課が作成している「ハンセン病を知っていますか？」の冊子は、県内の小学5年生に毎年配付されており、児童たちの人権学習、ハンセン病問題についての知識・理解を深める学習に非常に役立っている。

「ハンセン病の正しい知識と正しい理解を」のリーフレットも、県薬務感染症対策課が作成しているものであり、県内の高校1年生に毎年配付されているほか、各種研修会や各市町で配布されている。

本協議会でも過去に予算など議題になっていたが、委員も交代されており、実際に冊子等をみられてない委員もおられるのではないかと思います配付した次第である。

最後に「ハンセン病って、Do you know? (どうゆうの?)」の冊子は、これは本年2月に発行されたばかりで、大島にある庵治第二小学校、今小規模校で児童一人の学校であるが、その学校で努力して作られたものである。これは主に島を訪れる人用に作成したものと伺っているが、これもハンセン病を理解するうえで、コンパクトで、子ども達の興味を引くような構成となっている。

私も講演会や各小中学校での学習時に、ハンセン病に関するこれらの資料等を用いて、ハンセン病を窓口にして人権問題を考える際に非常に活用させていただいている。

今後とも県では、これらのハンセン病に関する啓発資料作成のための予算維持をよろしく願いたい。

「 以 上 」